【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2020年8月11日

【四半期会計期間】 第71期第2四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】株式会社ノーリツ【英訳名】NORITZ CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 國井 総一郎

【本店の所在の場所】 神戸市中央区江戸町93番地

【電話番号】 (078)391-3361(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 経営管理本部長 竹中 昌之

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区江戸町93番地

【電話番号】 (078)391-3361(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 経営管理本部長 竹中 昌之

【縦覧に供する場所】 株式会社ノーリツ東京支店

(東京都新宿区西新宿二丁目6番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第70期 第 2 四半期 連結累計期間	第71期 第2四半期 連結累計期間	第70期
会計期間		自2019年 1 月 1 日 至2019年 6 月30日	自2020年1月1日 至2020年6月30日	自2019年1月1日 至2019年12月31日
売上高	(百万円)	95,528	83,382	208,396
経常利益又は経常損失()	(百万円)	307	156	3,437
親会社株主に帰属する当期純利 益又は親会社株主に帰属する四 半期純損失()	(百万円)	956	6,767	1,512
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	2,134	9,682	3,409
純資産額	(百万円)	111,110	104,122	114,801
総資産額	(百万円)	188,905	173,298	199,305
1株当たり当期純利益又は1株 当たり四半期純損失()	(円)	20.01	144.34	31.75
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益	(円)	-	-	31.71
自己資本比率	(%)	56.7	58.1	55.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,574	919	6,138
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,600	3,161	11,304
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	765	1,171	2,802
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(百万円)	31,044	25,128	30,826

回次	第70期 第2四半期 連結会計期間	第71期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自2019年 4 月 1 日 至2019年 6 月30日	自2020年4月1日 至2020年6月30日
1株当たり四半期純損失() (円)	26.82	5.96

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.第70期第2四半期連結累計期間及び第71期第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結累計期間において、住設システム分野から撤退しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクは、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(感染症拡大・長期化による事業リスク)

現在感染拡大している新型コロナウイルスを含め重大な感染症が全世界に流行し長期化した場合、世界的な景気悪化や生産・販売活動に障害が生じる恐れがあり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に大きな影響が及ぶ可能性があります。

当社グループは、本感染症の感染拡大とその長期化に対する備えとして、財務基盤の安定性をより一層高めることを目的に十分な融資枠を確保しております。また、各事業所における感染防止策の徹底、イベントの中止、会議のオンライン化や出張の制限措置等を実施することにより、集合や移動による感染リスクの低減を図っております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、全国で緊急事態宣言が出され経済活動が大きく制限される事態となりました。その後の緊急事態宣言の段階的解除を受け、個人消費は徐々に回復しているものの、事業活動の停滞や雇用情勢悪化など経済情勢の先行きは予断を許さない厳しい状況となりました。また海外経済においても新型コロナウイルス感染が世界中で急速に拡大したことによる経済活動の制限で、前例のない厳しい状況となりました。

国内住宅関連業界におきましては新設住宅着工戸数が前年を下回り、更新需要が減少したことに加えて、中国等における新型コロナウイルス感染拡大による経済活動停止によって、サプライチェーンの懸念が発生する経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の制約に対処しつつ、国内外共に今後の飛躍に向けた構造改革フェーズとして収益構造と事業モデルの変革を企業価値向上につなげる取り組みを進めました。特に国内事業では、不採算分野である住設システム分野からの撤退と、ノーリツ単体における789名の希望退職を実施し、固定費、変動費の削減に取り組みました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の経営成績は売上高833億82百万円(前年同期比12.7%減)となりました。 利益面につきましては、営業損失が7億56百万円(前年同期は5億35百万円の営業損失)、経常損失が1億56百万円 (前年同期は3億7百万円の経常損失)となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失につきましては、希望退 職の実施により発生した早期退職費用を特別損失に計上したこと等により、67億67百万円(前年同期は9億56百万円 の四半期純損失)となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

国内事業

当第2四半期連結累計期間の国内事業セグメントは、売上高が658億52百万円(前年同期比7.0%減)、セグメント利益が3億48百万円(前年同期は2億87百万円のセグメント損失)となりました。

温水空調分野では、新設需要、取替需要が前年を下回る中、「見まもり」「キレイ」機能を備えた主力商品「GT-C62シリーズ」を、またガス温水暖房付きふろ給湯器におきましては、浴室暖房乾燥機との連動によって「見まもり」機能をさらに強化した「GTH-C61シリーズ」を中心に高効率ガス給湯器「エコジョーズ」の販売を促進しました。

厨房分野では、中級グレードの「ピアット」と、自動でグリル調理が可能なマルチグリルに燻製や低温調理の機能を追加し、専用のスマートフォンアプリとの連携が可能となった高級グレードの新製品「プログレシリーズ」の販売に注力しました。また、グリル料理の楽しさを広める「毎日グリル部」の運営とあわせ、ガスビルトインコンロの拡販に努めました。

住設システム分野の事業撤退等により売上高は減少しましたが、コロナ禍の影響による経済活動が制限されたこと もあり、国内事業全体で経費削減が想定以上に進んだことと共に構造改革を推進した結果、減収増益となりました。 海外事業

当第2四半期連結累計期間の海外事業セグメントは、売上高が222億73百万円(同24.0%減)、セグメント損失が11億4百万円(前年同期は2億48百万円のセグメント損失)となりました。

中国においては、第1四半期会計期間は新型コロナウイルス感染拡大が事業活動全体に多大な影響を与えましたが、当第2四半期会計期間は、構造改革による固定費削減やネット販売向け普及価格帯給湯器の販売などにより業績は急回復しました。北米においては、ノーリツアメリカ、昨年1月から新規連結したボイラーメーカーPB Heat及びFacilities Resource Groupの3社がそれぞれで商品、エリア、流通を補完しながら業用給湯器、ボイラー、暖房商

品の拡販に努めました。豪州においては、業用給湯器の新製品の拡販が堅調に推移しましたが、海外事業全体では大幅な減収減益となりました。

(2)財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産残高は、1,732億98百万円(前連結会計年度末比260億6百万円減)となりました。流動資産は、受取手形及び売掛金が減少したこと等により927億90百万円(同251億32百万円減)となりました。また、固定資産は、投資有価証券が減少したこと等により805億7百万円(同8億74百万円減)となりました。当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、支払手形及び買掛金が減少したこと等により691億75百万円(同153億28百万円減)となりました。

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は、1,041億22百万円(同106億78百万円減)となりました。この結果、自己資本比率は58.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は251億28百万円と前連結会計年度末に比べ59億16百万円の減少となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって支出した資金は9億19百万円となりました。これは主に減価償却費32億92百万円および売上債権の減少額171億99百万円等による資金の増加、仕入債務の減少額99億40百万円および税金等調整前四半期純損失94億35百万円等による資金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって支出した資金は31億61百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出29億33百万円等による資金の減少によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって支出した資金は11億71百万円となりました。これは主に配当金の支払額7億35百万円、リース債務の返済による支出2億84百万円および自己株式の取得2億62百万円等による資金の減少によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社 法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は1951年3月、創業とともに「能率風呂」を世に送り出し、その後半世紀以上にわたり「お湯」をキーワードに生活設備機器を提供し続けてまいりました。

現在、当社及び国内外の関係会社により構成される当社グループでは、温水機器、システムバス、システムキッチン、ビルトインコンロ、洗面化粧台、暖房・空調機器等の各製品・部品の製造・販売事業及びこれらに付帯する事業を行っております。

当社は創業以来、神戸市に本社を置き、また1962年には隣接する明石市に工場を完成させ、両市を中心とし地域に密着した企業としてその恩恵を受けるとともに地域の発展に貢献もしてまいりました。この間、当社はグループとして米国・中国等の海外への進出も含め事業領域を広げつつ、事業規模も拡大してまいりましたが、当社グループが製造・販売する生活設備機器は、今やライフラインの一端を担い、国民の皆様の生活基盤として重要な役割を果たすまでになっており、当社グループの社会的使命は大きく、公共性が高いと自負しております。

また、当社グループは、「世界で戦えるノーリツグループ」をグループビジョンに据え、中期経営計画『Vプラン20』の実現に向けた活動を展開してまいります。「環境」「安全・安心」「快適」「健康・美容」を軸に、その事業領域を創業の原点である「お風呂」から「暮し」の領域に広げ、「経済的価値」「社会的価値」「ブランド価値」という3つの価値を追求し、当社グループを取り巻く各ステークホルダーに「幸せ」をお届けする企業グループを目指してまいります。

さて、資本市場のグローバル化が進展する中、日本における企業買収も今後ますます増加するものと思われます。そのような中、他の製造業と同様、新たな基礎的技術を研究・開発し、これを商品化するまでには長い年月を要する当社においては、中長期的なビジョンに基づいた経営が当社株主の皆様全体の利益、同時に当社商品・サービスの利用者である国民の皆様の利益にも繋がると考えております。

しかし、当社株式の大規模買付者が出現した場合、当社株主の皆様が、当社の企業価値及び具体的な買付提案の 条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付行為に応じるか否かの決定・判断を短期間のうちに適切に 行うことは、極めて困難であると考えられます。

そこで、上述した事情を踏まえた上で、今後想定される「当社株式の大規模買付行為」について、大規模買付者 に対してその目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と十分な熟慮期間の確保を要請することによ り、当社株主の皆様に適切な判断をしていただくための措置として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下、「本対応方針」といいます。)を策定し維持することが必要であると考えます。

当社は、大規模買付行為の是非は当社株主の皆様の判断に従うという考え方を基本に、当社の企業理念に立脚した、開かれた経営を進めてまいります。以上のような取組みにより、当社は今後もさらなる株主重視の経営を推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを強要して株主に不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会による検討・代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、予め何らかの対応方法を講ずる必要があると考えます。もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。

このように、最終的な判断が当社株主の皆様に委ねられるべき場合において、大規模買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様に十分な情報提供がなされ、かつ十分な熟慮期間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行った上で、当社株主の皆様のための熟慮期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないよう求めることを基本としております。

なお、当社株主の皆様がこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。これは、当社グループ事業の沿革及び現状に鑑みれば、大規模買付者のみならず当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が、当社の当面の事業運営ひいては長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で役立つものと考えられるからです。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様により適切な判断をしていただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うことといたします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当該ルール違反のみをもって、対抗措置を講じることができるものといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的効果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

当該対抗措置により、結果的に大規模買付者を含む特定株主グループ及び特定株主グループに属する者になろうとする者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

本対応方針の有効期間は、2022年に開催される当社定時株主総会後、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、 当社の株主総会または当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、 当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で変更されるものとします。

また、本対応方針については、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、 その継続、廃止または変更の是非につき検討・討議を行います。

従って、本対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止または変更させることが可能です。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他本対応方針に関連する法令もしくは金融商品取引所の規程の新設・改廃が行われ、かかる新設・改廃を本対応方針に反映させることが適切である場合、または誤字脱字等

の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、本対応方針の形式的もしくは技術的な修正または変更を行うことができるものとします。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有しております。

また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

イ) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

口) 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、2019年3月28日開催の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様の意思を確認させていただいております。

また、株主意思の確認手続きを実施する場合には、対抗措置の発動に対する当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになります。

八)独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外役員、弁護士、公認会計士、税理士、もしくは学識経験者、他社経営者、または投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任しております。

二) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ホ) 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針は、当社取締役会は対抗措置の発動の可否について、判断の公正さを担保された特別委員会の勧告に従うように設定されており、また、株主意思の確認手続きを実施する場合には、株主総会を開催し対抗措置の発動に対して株主の皆様の意思を直接反映することにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための厳格な仕組みを確保しているものといえます。

へ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期を1年としており、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は23億53百万円であります。 なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	156,369,000	
計	156,369,000	

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	50,797,651	50,797,651	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	50,797,651	50,797,651	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

1
2020年 3 月26日
当社取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役 を除く)5名
469 (注) 1
普通株式 46,900(注)1
株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株 予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
自 2020年4月11日 至 2050年4月10日
発行価格 1 株当たり815 資本組入額 1 株当たり408(注) 2
(注)3
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要する。
(注)4

新株予約権証券の発行時(2020年4月10日)における内容を記載しております。

(注) 1.新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社 普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算 式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

- 2.(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3.(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 4.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イから示までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 1.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記 (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記(注)2.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

下記(注)5.に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 - 上記(注)3.に準じて決定する。
- 5.以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で当社が既に発行済みの新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年4月1日						
~	-	50,797	-	20,167	-	22,956
2020年 6 月30日						

(5)【大株主の状況】

2020年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
第一生命保険㈱	東京都千代田区有楽町一丁目13番 1 号	2,303	4.92
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3 号	2,268	4.85
㈱三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	2,199	4.70
ノーリツ取引先持株会	神戸市中央区江戸町93番地	1,868	3.99
㈱長府製作所	山口県下関市長府扇町2番1号	1,520	3.25
THE CHASE MANHA TTAN BANK, N. A. LONDON (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都港区港南二丁目15番1号 品川イ ンターシティA棟)	1,437	3.07
太田 敏郎	神戸市東灘区	1,350	2.88
日本トラスティ・サービス信託銀 行㈱(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,348	2.88
ノーリツ得意先持株会	神戸市中央区江戸町93番地	1,281	2.74
日本電気硝子(株)	滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号	1,119	2.39
計	-	16,697	35.68

⁽注)日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)の所有株式数は、信託業務に係るものであります。

(6)【議決権の状況】 【発行済株式】

2020年 6 月30日現在

区分	株式数	数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	3,998,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式	46,760,700	467,607	-
単元未満株式	普通株式	38,251	-	-
発行済株式総数		50,797,651	-	-
総株主の議決権		-	467,607	-

⁽注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)含まれております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
㈱ノーリツ	神戸市中央区江戸町93番地	3,998,700	-	3,998,700	7.87
計	-	3,998,700	-	3,998,700	7.87

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	 前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	31,591	25,268
受取手形及び売掛金	2 46,345	2 32,086
電子記録債権	2 14,501	2 11,035
有価証券	612	100
たな卸資産	1 20,037	1 20,490
その他	5,209	4,178
貸倒引当金	375	369
流動資産合計	117,922	92,790
固定資産		
有形固定資産	35,969	34,221
無形固定資産		
のれん	2,063	1,911
その他	8,397	7,929
無形固定資産合計	10,460	9,840
投資その他の資産		
投資有価証券	29,464	26,660
その他	5,621	9,908
貸倒引当金	134	123
投資その他の資産合計	34,951	36,445
固定資産合計	81,382	80,507
資産合計	199,305	173,298
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 40,941	2 30,609
短期借入金	1,252	1,354
未払法人税等	523	303
賞与引当金	486	284
役員賞与引当金	12	-
製品保証引当金	873	839
製品事故処理費用引当金	36	34
事業整理損失引当金	-	120
その他	19,041	15,435
流動負債合計	63,167	48,982
固定負債		
役員退職慰労引当金	70	63
製品保証引当金	2,083	1,984
環境対策引当金	8	-
退職給付に係る負債	13,101	12,296
その他	6,071	5,848
固定負債合計	21,336	20,193
負債合計	84,503	69,175

		(12.47313)
	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (2020年 6 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,167	20,167
資本剰余金	22,956	22,956
利益剰余金	66,347	58,826
自己株式	6,106	6,346
株主資本合計	103,365	95,604
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,897	7,922
繰延ヘッジ損益	-	12
為替換算調整勘定	41	821
退職給付に係る調整累計額	2,255	2,057
その他の包括利益累計額合計	7,600	5,056
新株予約権	110	108
非支配株主持分	3,724	3,353
純資産合計	114,801	104,122
負債純資産合計	199,305	173,298

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年 6 月30日)
売上高	95,528	83,382
売上原価	66,280	58,905
売上総利益	29,247	24,476
販売費及び一般管理費	1 29,782	1 25,233
営業損失()	535	756
営業外収益		
受取利息	101	125
受取配当金	340	378
受取賃貸料	77	77
補助金収入	-	132
その他	112	194
営業外収益合計	632	909
営業外費用		
支払利息	69	47
固定資産賃貸費用	52	51
為替差損	96	75
支払手数料	10	8
操業停止費用	-	87
貸倒損失	125	-
その他	49	38
営業外費用合計	404	309
経常損失()	307	156
特別利益		
受取保険金	6	-
退職給付制度終了益	23	-
特別利益合計	30	- _
特別損失		
固定資産処分損	30	33
投資有価証券評価損	-	47
減損損失	380	254
事業整理損失	43	2 659
早期退職費用	-	3 8,283
特別損失合計	454	9,279
税金等調整前四半期純損失()	731	9,435
法人税、住民税及び事業税	219	288
法人税等調整額	43	2,692
法人税等合計	263	2,404
四半期純損失()	994	7,031
非支配株主に帰属する四半期純損失()	37	263
親会社株主に帰属する四半期純損失()	956	6,767

【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

		(+12:17)
	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年 6 月30日)
四半期純損失()	994	7,031
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	428	1,974
繰延ヘッジ損益	0	12
為替換算調整勘定	912	887
退職給付に係る調整額	199	198
その他の包括利益合計	1,140	2,650
四半期包括利益	2,134	9,682
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,052	9,310
非支配株主に係る四半期包括利益	82	371

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
税金等調整前四半期純損失()	731	9,435
減価償却費	3,411	3,292
のれん償却額	259	131
減損損失	380	254
製品保証引当金の増減額(は減少)	177	90
製品事故処理費用引当金の増減額(は減少)	3	1
売上債権の増減額(は増加)	8,138	17,199
たな卸資産の増減額(は増加)	1,597	634
仕入債務の増減額(は減少)	4,727	9,940
法人税等の支払額	1,452	162
その他	1,924	1,531
営業活動によるキャッシュ・フロ ー	1,574	919
- 投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	41	12
定期預金の払戻による収入	24	628
有価証券の取得による支出	5	28
有価証券の売却及び償還による収入	500	500
有形固定資産の取得による支出	3,405	2,933
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出	5,434	-
その他	238	1,315
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,600	3,161
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	191	110
配当金の支払額	764	735
リース債務の返済による支出	176	284
自己株式の取得による支出	0	262
その他	15	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	765	1,171
現金及び現金同等物に係る換算差額	352	445
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	8,144	5,698
現金及び現金同等物の期首残高	38,999	30,826
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	189	-
現金及び現金同等物の四半期末残高 現金及び現金同等物の四半期末残高	31,044	25,128

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結会計期間において、連結子会社であった関東産業株式会社は清算が結了したため、連結の範囲から除外しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、各国における経済活動が停滞し、深刻な影響が生じております。収束時期等を予測することは困難ではありますが、当社グループでは以下の仮定のもと繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の評価等に関する会計上の見積りを実施しております。

国内におきましては、当社グループが取り扱う商品は一般消費者の生活必需品としての要素が強いため、経営成績及び財政状態へ与える影響は限定的であるとの仮定をおいております。また、海外におきましても、ロックダウンによる経済活動の制限を余儀なくされたものの、事業活動再開後の状況を踏まえ、今後は徐々に回復し長期的に重要な影響はないと仮定しております。

なお、本感染症による影響は不確定要素が多く、上記の仮定に変化が生じた場合には、当社グループの経営 成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当第2四半期連結会計期間
	(2019年12月31日)	(2020年6月30日)
商品及び製品	12,362百万円	12,734百万円
仕掛品	850	687
原材料及び貯蔵品	6,824	7,069

2 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が前連結会計年度の期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
受取手形	508百万円	
電子記録債権	445	-
支払手形	405	-

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間		
	(自 2019年1月1日	(自 2020年1月1日		
	至 2019年6月30日)	至 2020年6月30日)		
従業員給与手当	8,601百万円	7,576百万円		
賞与引当金繰入額	61	55		
退職給付費用	701	635		
製品保証引当金繰入額	486	606		

2 事業整理損失

住設システム分野からの撤退に関連して発生する費用及び損失を事業整理損失として計上しております。 事業整理損失の内訳は、減損損失281百万円、取引先への補償費用259百万円、棚卸資産評価損66百万円、その他 52百万円であります。

なお、当該事業整理損失に含まれる減損損失の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

用途	場所	種類	金額
		建物及び構築物	143
事業用資産 (住設システム分野)		機械装置及び運搬具	1
	群馬県前橋市	土地	126
		建設仮勘定	6
		その他	2
	281		

(注)当社グループでは事業用資産については製品及び市場の類似性を考慮して区分しております。上記の資産につきましては、事業譲渡の意思決定を行ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。回収可能価額は正味売却価額により測定しており、事業譲渡契約における売却予定価格により評価しております。

3 早期退職費用

人員の適正化に伴う希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用及び損失を早期退職費用として計上しております。

早期退職費用の内訳は、特別加算金7,131百万円、再就職支援費用440百万円、その他711百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間
	(自 2019年1月1日	(自 2020年1月1日
	至 2019年6月30日)	至 2020年6月30日)
現金及び預金勘定	31,358百万円	25,268百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	314	140
現金及び現金同等物	31,044	25,128

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年 3 月28日 定時株主総会	普通株式	764	16	2018年12月31日	2019年 3 月29日	利益剰余金

(2)基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年8月8日 取締役会	普通株式	765	16	2019年 6 月30日	2019年 9 月20日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年 3 月26日 定時株主総会	普通株式	752	16	2019年12月31日	2020年 3 月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年8月11日 取締役会	普通株式	748	16	2020年 6 月30日	2020年 9 月18日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	ŧ	吸告セグメン h	-	≐田 화 安百	四半期連結 損益計算書
	国内事業	海外事業	合計	調整額	摂盆可昇音
売上高					
外部顧客への売上高	67,619	27,908	95,528	-	95,528
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,169	1,404	4,574	4,574	-
計	70,789	29,313	100,102	4,574	95,528
セグメント損失()	287	248	535	-	535

(注)セグメント損失()の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「国内事業」セグメント及び「海外事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては「国内事業」セグメント379百万円及び「海外事業」セグメント1百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

「海外事業」セグメントにおいて、PB Heat, LLC等の持分を取得し、連結子会社としたことにより、のれんが発生しております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結累計期間においては4,500百万円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			수업 후산 수도	四半期連結
	国内事業	海外事業	合計	調整額	損益計算書 計上額
売上高					
外部顧客への売上高	62,666	20,715	83,382	-	83,382
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,186	1,557	4,744	4,744	-
計	65,852	22,273	88,126	4,744	83,382
セグメント利益又は損失()	348	1,104	756	-	756

(注) セグメント利益又は損失() の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 (固定資産に係る重要な減損損失)

「国内事業」セグメント及び「海外事業」セグメントにおいて、固定資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては「国内事業」セグメント527百万円及び「海外事業」セグメント8百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

「林当たり日十朔川時久久と昇た王の奉旋は、久下のこのりてありより。						
	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 1 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年 6 月30日)				
(1) 1 株当たり四半期純損失()	20円01銭	144円34銭				
(算定上の基礎)						
親会社株主に帰属する四半期純損失()(百 万円)	956	6,767				
普通株主に帰属しない金額(百万円)	•	-				
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失()(百万円)	956	6,767				
普通株式の期中平均株式数(千株)	47,817	46,883				
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	-				
(算定上の基礎)						
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百 万円)	-	-				
普通株式増加数(千株)	-	-				
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-				

⁽注)前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2020年8月11日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ)配当金の総額......748百万円
- (ロ) 1 株当たりの金額......16円00銭
- (八)支払請求の効力発生日及び支払開始日......2020年9月18日
- (注)2020年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

EDINET提出書類 株式会社ノーリツ(E02379) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月11日

株式会社ノーリツ 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 **侯野** 広行 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀内 計尚 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ノーリッの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。